

【 委託可能業務一覧表 】

1	維持・修繕関連業務
2	保守点検管理業務
3	調査関係業務
4	その他印刷業務、収納代行業務等

※上記業務の全部又は一部については、あらかじめ市に書面で届け出て、承認を得た場合は、第三者に委託し、又は請け負わせることができます。この場合、指定管理者の責任において当該業務の履行や委託先の法令遵守等を確保することとし、当該委託先からさらに再委託させることはできません。